

区画整理ニュース

～つなげよう 未来の旦過市場へ～

【発行】北九州市建設局河川部神嶽川旦過地区整備室
〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1-35

電話：093-511-7123/Fax：093-511-7120
E-mail：ken-kantaketanga@city.kitakyushu.lg.jp

【権利者の皆様へ大切なお知らせです】 申告手続きについて

中央市場の土地所有者と借地権者の方は、下記①『借地権の申告』をお願いします。
また、立体換地建築物（商業ビル）への換地を希望する方は、下記②『立体換地の申出』
をお願いします。

この申告手続きは、換地設計を進めるために大変重要なものとなりますので、ご不明な点がございましたら、整備室までご連絡ください。

① 借地権の申告（土地所有者、借地権者対象） ※中央市場の方

◆申告できる方

旦過地区土地区画整理事業区域内に借地権をお持ちの方で
土地所有者の同意が得られている方。

◆申告書類

(1) 借地面積を記載した借地権申告書

※土地の所有者、借地権者ともに申告が必要です。

※対象の方には市より個別に申請書類を配布します。



② 立体換地の申出（土地所有者、借地権者対象）

◆申告できる方

旦過地区土地区画整理事業区域内に土地所有権又は借地権をお持ちの方で、
立体換地建築物（商業ビル）への換地を希望する方。

◆申告書類

(1) 土地所有者の方・・・立体換地申出書

(2) 借地権者の方・・・立体換地申出書・立体換地同意書

※これまでの意向調査で市が把握している対象の方には、

市より個別に申請書類を配布します。

新たに立体換地建築物への換地を希望される方は、整備室までご相談下さい。



申告期間：12月15日（木）から1月31日（火）まで



立体換地建築物（複合ビル）イメージ



今後の区画整理事業の進め方

1 土地区画整理審議会の設置（令和3年7月12日）

現時点

2 換地計画案の作成 意向調査などを反映して、換地計画案を作成します。

3 換地計画の縦覧・決定 2週間の縦覧後、土地区画整理審議会の意見を聴いて換地計画を決定し、関係権利者に通知します。

4 建物等の移転調査、補償金の算定

2と並行して一部調査を実施中

市が委託した専門の補償調査会社
が、順次、調査を行います。調査
は建物内に入って行いますので、
ご協力をよろしくお願いいたします。

5 補償金の説明・協議、補償契約の締結

補償対象者毎に補償額を説明し、
補償について合意すると市と補償
対象者との間で、補償契約を締結
します。

6 仮移転の実施、建物解体撤去

仮移転や建物等の撤去を行って
いただきます。（一部、市が解体工
事を行います）

7 工事の実施 市が施設整備工事（立体建築物、道路等）を行います。

8 使用収益の開始 工事が完了した後、市が使用収益開始日（利用開始日）をお知らせします。

9 換地処分・土地、建物の登記 換地処分に伴う土地・建物の登記を行います。

10 清算金の徴収・交付

換地計画（清算金明細書）で定め
られた清算金の徴収・交付を行
います。

11 事業の完了

今後、換地計画の素案が出来ましたら、権利者の皆様にご説明させていただきます。

神嶽川旦過地区整備室では、関係者の皆様に事業についての情報提供を行っています。質問等がございましたら、お手数ですが下記までご連絡ください。

北九州市 建設局 河川部 神嶽川旦過地区整備室
【電話：093-511-7123】

市のホームページで過去の
区画整理ニュースも公開中！



スマートフォンで
QRコードを
読み取って下さい。